



平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社DNAチップ研究所
代表者名 代表取締役社長 的場 亮
(コード番号 2397 東証マザーズ)
問合せ先 総務課長 大塚 勉
(TEL 045-500-5211)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日) 最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

平成 25 年 5 月 21 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

分割前の発行済株式総数	:	33,897 株
今回の分割により増加する株式数	:	3,355,803 株
分割後の発行済株式総数	:	3,389,700 株
分割後の発行可能株式数	:	10,080,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)

分割の基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)

分割の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 9 月 26 日 (木曜日) をもって東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

①株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設いたします。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更後
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,800株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,080,000株</u>とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 <u>当社の単元株式総数は100株と</u> <u>する。</u></p> <p>第8条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更及びに第7条の新設</u> <u>並びにこれに伴う条数の繰下げの</u> <u>効力発生日は平成25年10月1日</u> <u>とする。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成25年</u> <u>10月1日をもって削除する。</u></p>

なお、本年6月27日開催予定の第14期定時株主総会において、上記内容に関連して単元未満株主の権利制限に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議いたします。

以上